

入札説明書

(電子入札案件・最低価格落札方式)

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札書の提出場所等
- 5 その他

別紙	入札書作成様式
別冊	仕様書
別冊	契約書（案）

第五管区海上保安本部

海上保安庁の特定調達契約に係わる入札公告（平成 年 月 日付公告、契 第 号）に基づく入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及びこれに基づく政令等に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第五管区海上保安本部長 菅野 孝一

◎調達機関番号 020

◎所在地番号 28

2 調達内容

(1) 品目分類番号 11

(2) 契約件名 ①主機関 (MTU20V1163TB93
型) 交換部品キット 4 式購入
②主機関 (MTU12V396TB94 型)
交換部品キット 5 式購入

(3) 調達案件の仕様等 詳細は別冊仕様書による。

(4) 履行期限 ①平成 27 年 12 月 3 日
②平成 28 年 1 月 15 日

(6) 履行場所 仕様書のとおり

(7) 入札方法

本件は、入札及び書類の提出を電子入札システムで行う調達案件である。

なお、電子入札システムにより難い者は発注者に紙入札参加願を提出し、紙による入札を行うものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札者は仕様書、契約書案等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

(8) 入札保証金及び契約保証金　免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26・27年度国土交通省参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、近畿又は四国地域の競争参加資格を有する者。

ただし、開札執行時の時点において、第五管区海上保安本部長から指名停止措置を受けて指名停止期間中にある者及び指名停止措置を受けていたが、公告等期間中にその停止の期間を満了した者を除く。

なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号

第五管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札審査係

TEL 078-391-6555 内線2223～2225

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年3月25日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(6) 証明書等受領期限

平成27年7月21日 17時00分

① 電子入札システムにより、入札に参加する者は、上記日時までに確認書、資格審査結果通知書（写）を電子入札システムにより提出すること。

② 電子入札システムにより難い者は、上記日時までに資格決定通知書（写）及び紙入札参加願を上記3(3)の係あて提出すること。
(郵送する場合は受領期限までに必着のこと。)

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号
第五管区海上保安本部 経理補給部経理課入札審査係 清水健策
TEL 078-391-6555 内線 2225

(2) 入札書の受領期限

平成27年8月4日17時00分（郵送する場合は受領期限までに必着のこと。）

(3) 入札書の提出方法

① 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難い者で発注者に紙入札参加願を提出し、紙による入札を行う者は、別紙の入札書様式により作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「[開札日] 開札 [契約件名]の入札書在中」と朱書きしなければならない。この場合、入札書に記入する日は、受領期限までの作成日となるので、誤って開札日等を記入しないこと。

② 郵便（書留・配達記録等、配達されたことが証明される方法に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「[開札日] 開札 [契約件名]の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、上記4(1)あてに入札書の受領期限日必着にて送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

① 入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者または入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

(ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札

(イ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(ウ) 記名押印（外国人または外国法人にあっては、本人または代表者の署名をもって代えることができる。）のないもの

(エ) 金額を訂正した入札

(オ) 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

(カ) 一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

② 国の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき、または資格を有すると認められなかつたときは、当該入札は無効とする。

（5）入札の延期等

入札者が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、またはこれを取り止めことがある。

（6）代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

② 入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（7）開札の日時場所

①平成27年8月5日10時00分

②平成27年8月5日11時00分

第五管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札室

（8）開札

① 開札は、電子入札システムにより行うものとする。

なお、入札者またはその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

② 入札者またはその代理人が開札に立ち会う場合、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

③ 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

④ 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤ 電子入札システムの障害によって電子入札に参加できない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。

- ・天災
- ・広域・地域的停電

- ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合
(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)
- ⑥ e-BISCセンターまたは発注者側の障害が発生した場合は、e-BISCセンターと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- ⑦ 入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達でここから見直しあり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。
- ⑧ 開札執行は、原則2回を限度とする。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、支出負担行為担当官が認める場合に限り再度の入札を行う。
再度入札の日時については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととし、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。
なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時間を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行い、この間、紙入札業者は開札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行うことがある。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① 証明書等を電子入札システムにて提出する場合、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかによるものとする。

・ 使用アプリケーション	・ ファイル形式
「一太郎」	⇒ 一太郎2010形式以下のもの
「Microsoft Word」	⇒ Word2010形式以下のもの
「Microsoft Excel」	⇒ Excel2010形式以下のもの

・ その他のアプリケーション

「PDFファイル」

「画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式)」

上記に加え特別に認めたファイル形式

ただし、証明書等の容量が1MBを超えない場合に限る。

1MBを超える場合は、原則として郵送または民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規

定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）により提出すること。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加願を提出して紙により入札を行う者は、封印した入札書を、本入札説明書4（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（3）競争参加資格の確認のための書類

- ① 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

（4）落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4（3）に従い、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書に要求する要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- ③ 同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者等に「くじ」を引かせて落札者等を決定するものとする。この場合において、当該入札者等が電子入札システムによる場合（複数のうちの1人のときも含む。）は、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせ落札者等を決定する。
- なお、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかつた入札者に電子入札システムまたは書面により通知する。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

支払方法等詳細は別途契約書に定める。

(7) 異議の申立

入札者は入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) その他

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

(9) 談合等不正行為があった場合の違約金等

- ① 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動が

あったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

② 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。